

品川宿に於ける助郷課役

安齋, 和寿 / ANZAI, Kazuhisa

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

77

(終了ページ / End Page)

88

(発行年 / Year)

1965-03-21

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011788>

品川宿に於ける助郷課役

安 齋 和 寿

は し が き

近世農村史の研究が盛んになるにつれて、近世農村の姿が徐々に鮮明に画き出されて来た。同時に不鮮明な面もはっきりと浮彫りされて来た。助郷制度も不鮮明な雲に隠れて姿を現わさない方の一つである。

江戸時代の農民の社会経済生活は、しばしば言われる如く封建制の最底辺に各種の過重な負担を担わされて喘いでいたのがその実状であった。これらの過重な農民の負担は、農民を困窮に陥らせるだけでなく、農村を疲弊させてその分解を招来し、ひいては幕藩体制を瓦解の方向へ傾斜せしめて行った大きな要因ともなるのである。

助郷制度も農民にとっては過重な負担の一つである。

他面交通史の面から見ると、助郷村は各宿駅に付属して全国的に存在していたものであり近世交通の重要な担手でもあった。

従って助郷制度の解明は宿駅制度の解明を助け、近世交通史の把握にもつながるものである。ここでは特に品川宿の助郷について

品川宿に於ける助郷課役（安齋）

てその課役負担の実態はどうであったかにスポットを当て数的に把握して見ようと試みたものである。

一、品川宿の助郷制度

(1) 定 助 郷

品川宿が伝馬を出して駅伝に従事していたのは天正年間からであったが、慶長六年正月からは東海道五十三次の一宿として川崎と江戸への継立を行なうこととなった。

当初は伝馬用として馬三十六匹を常備していたが(1)次第に交通量も増加すると三十六匹では捌ききることが困難となり、六十四匹を追加して百匹をもってその掌に当ることとなった。人足百人も合わせて常備した。これが所謂百人、百匹の制である。中山道は五十人、五十四、その他は二十五人、二十五匹である。

その後参勤交代の制度が確立され、それに伴って一般の交通や公用の貨客も増加すると、宿常備人馬のみでは不足となり近隣の村々に命じて不足を補い、その都度切りぬけていたが、やがて近

いなかつた。そのために両者に紛争が起きたり、議定書を取り交わしたりしてお互の利益を守ろうとした。幕末に到ると宿側も困窮に落ち入り百人百匹を常備することなく不足分は助郷へ触当てる風が起きて来た。助郷側も宿側の不正を再三にわたって訴えたので、奉行所では宿側に対してそれを強く戒め、助郷村からも惣代を問屋場へ立合い宿側では日ノ帳を作成し日々先触の人数、姓名等々を記入することを命じた。次はその触書である。

宿々日ノ帳人馬継立方等之触書

宿々人馬遣い方之儀者、可成宿人馬ニ而継立、不足之分助郷村々へ可触当筈之処、近来宿々々助郷村々江、多分余慶之馬触当候儀と相聞、助郷村々難儀之段、毎度及出訴免除亦者休年等願出候村々数多有之、畢竟宿場取斗方不宜故、右体之願有之儀と相聞、宿役人共一同不埒之至ニ候。都而於宿々御定人馬百人百匹不持揃宿々茂有之故之事と相聞候。先年吟味之上、以来人

馬数不相減諸願等申立聞敷旨申渡、馬買料人足指金申付候処、右之趣令忘却候之段不埒ニ候。依之以来者、不時ニ宿々日ノ帳取上相改、不相当之過人馬相見え候ハバ、大名並在番之面々、或者御用ニ而往来之輩々、先触書付取之日ノ帳江引合吟味、大名並在番或者御用ニ而往来之諸役人次倍臣たり共、先触有之分、誰先触、人足何人、馬何匹と相記、勿論右人馬割之役人姓名ともニ委細ニ日ノ帳江書記可申候。且助郷村がも惣代之者、或三人、問屋場江為立合、日ノ帳へ賃銭請私之儀相認、問屋、年寄、右惣代之者印形調候様ニ可致候。尤右先触ニ付而助郷村々江人馬触当候節者、銘々先触之写相廻人馬触当可申候。勿論

品川宿に於ける助郷課役(安齋)

助郷村々よりも遅参、不参不致人数も合候ため、老人、若輩之不用立もの不差出宿場より触出候通り人馬無相違差出、惣代之者或三人問屋場へ立合、日ノ帳へ印形調候様ニ助郷村々江茂相触候間、聊以右之趣不致違失正路ニ宿役可相助候。且又前々より無賃之人馬者助郷江者不触当宿人馬ニ而継立可申筈之処、是又近来者無賃之人馬助郷へ触当、賃人馬者宿方ニ而継立候趣相聞不埒至極ニ候。向後無賃之人馬決而助郷へ不触当、宿人馬ニ而継立可申候。勿論無賃之人馬助郷へ触当候敷、亦者格別余慶之人馬相触候ハバ、早速道中奉行江可訴出旨、是又助郷村々江相触候間、其趣を存急度嚴重ニ可取斗候。

一、宿場類焼致候者、宿人馬不差出、不残助郷村々へ斗触当候宿々茂有之趣ニ相聞、甚以不埒之至ニ候。尤宿助郷相對之上類焼へ兩日之内頼合、追而仕理遣候と申筋ニ者無之相聞上者、是又不埒之仕形ニ候。

仮令類焼とても人馬へ有之儀殊ニ御料所之分者火事拝借も申付、私領儀者領主、地々相応之手当も可有之儀ニ候者、令類焼家作いたし候内、助郷人馬斗ニ而継立候儀者有之間敷事ニ候。殊に内々志不宜取やりも有之趣相聞、甚以不埒之至ニ候。以来右体之儀於有之者、急度可相答其旨可相心得候。

右之趣急度可相守候。若聊に相背志可為曲事者也。

宝曆八年寅六月十六日

下野 御印

豊後 御印

東海道品川宿々守口宿迄

但佐屋路共

右宿々

問屋

年寄(?)

しかし宿側の困窮も年を追って増してくると、先触のない不時の往来に備えると言う名目のもとに、定囲制を正式な制度として認めてもらふ事の運動を行なつた。品川宿では安永四年三十人、二十四の定囲制の認可を願出ている(8)その後も再三にわたつて運動を続けたのであろう、天明三年には遂に許可になつた。駅通志稿天明三年の条に、

「是年東海道品川駅吏上書して曰、東海道各駅常備人馬百人百匹中日日三十人、二十四ヲ出し其中公用逓伝の為二五人五匹ヲ除置シ又二十五人一五匹ヲ以テ不時往還ノ用ト為シ以上三十人、二十四ノ準備ヲ除キ、其残余七十人、八十四ヲ以テ平時行人ノ逓伝ヲ為サン乃之ヲ充ス時俗之ヲ七八遣ト云(9)」

とあつて定囲制の確立を物語っている。尚これを裏づけるものとして天明三年の請書がある(10)。

定囲制は宿側に対する助成策である。百人、百匹の制はくずれ実質上は九五五人、九五匹となり三十人、二十四匹すら「勝手次第圍置」とすれば、宿側の負担は七十人、八十四匹だけとなり、残り全部は助郷負担となるのである。この定囲の制は、そのまま伝馬制廃止時まで変更されることなく引継がれていくが、実質的にはこの三十人、二十四の定囲も存在しなくなるのが幕末の現状である。例えは

「前略 右囲人馬之儀は、格別の御用御手当之儀故、宿々同日日右人馬遣ひ不申囲置候儀ニ付、日々御不用に相成候ハハ是全御謚之御時節ニ付、宿方御教と被相成候、併囲被仰付置候御用之節ハ聊御差支相成候儀にてハ無之儀ハ宿々一同、兼而ヨリ其心得ハ可有之儀ニ御座候、此段乍恐深思召被為有之候、後略(11)」

と言うことを話し合つているのである。何れの宿に於ても三十人、二十四を「不申囲置」ことは公然の秘密となつてその数はそのまま助郷へ負担転嫁されるのである。

(2) 負担率

人馬継立の年間総量について宿、助郷間の負担の割合を眺めて見ると次の如くなる。

人足勤年間総数と宿勤と助郷勤の割合

年 度	総 数	宿 勤 数	助 郷 勤 数	宿 勤 百分率	助 郷 勤 百分率
文政二年	六三〇四	三九四七〇	二三三四	六二・九	三・一
文久元年	七四八六五	二五七五	六三三五	六・八	八三・二
慶応元年	二六三三六	四〇〇〇	三二六六	一五・六	八四・四

馬役勤年間総数と宿勤と助郷勤の割合

年 度	総 数	宿 勤 数	助 郷 勤 数	宿 勤 百分率	助 郷 勤 百分率
文政二年	一五八三	一五二四	四八	九七・二	二・八
文久元年	八四三	六八六	一五三	八・九	一八・一
慶応元年	四〇〇二	三〇七〇	九三九	七三・五	二六・五

※文政二年、慶応元年とも「道中御掛役人への報告」をもとにし、文久元年は「和宮様御下向御用並諸住還共人馬立高書上帳」をもとにして作成した。

※馬役文政二年の馬総数にはこの外稼馬数六千八百十六があるがこれは金銭による負担で宿、助郷の何れに入れるべきか説明がないので省いた。

※百分率は小数点以下二位で四捨五入した。

人足勤数は文政年間から文久年間にかけて急激に増加している。助郷の百分率もその数は逆転し八三%以上の高率を示している。

これだけの数字からのみで速断することは出来ないが、幕末に於ける継立ての急増傾向は一般的のものであり、宿駅の人馬不足を補うものとして制定された助郷は、最早、数の上からはその主体が八三%以上と言う助郷側へ移動したことになり、その意味では助郷制度の質的变化があったと言うことも出来よう。

馬役は人足に比較して助郷側の負担率は低い、この点番掛宿等と(12)異なる。馬総数の増加率も、人足の四倍強に比較すれば、二倍に満たない。異った角度からの検討が必要に思われる。

三、助郷村の課役負担

次に武州荏原郡下丸子村についてその負担状況を眺めて見る。同村は多摩川に沿った村で、鎌倉時代は丸子荘と言った。治承四年十一月十日源頼朝がこの荘園を葛西清重に与え清臣の子孫がこの荘長となっていた(13)。

その後多摩川の流れの移動によって、上丸子、中丸子、下丸子

品川宿に於ける助郷課役(安斎)

に分かれ現在に至っている。

上丸子、中丸子は神奈川県に属し下丸子は東京都大田区にある。江戸時代は幕府の直轄地として幕末まで続いた(14)。

名主は隔年勤で、一名は平川氏で他は幾人かが交代で勤めていた。従って代々続いた名主は平川氏のみでこの村に於ける平川氏の支配力は大きかった(15)。

この村の戸口の変遷を「宗門人別改帳」(16)で見ると次の表5の通りである。

※空欄は人別帳に記載されていないもの。

表5 武州荏原郡下丸子村戸口の変遷

馬	出人足		合計	家数		備考
	女	男		男	女	
1			356	177	179	12年
1			365	188	177	12年
3	4	12	360	181	179	3年
			355	181	174	4年
			350	178	173	5年
1	3	1	355	178	777	6年
2			352	177	175	7年
1		1	361	181	180	8年
1			361	181	180	9年
1	4	1	363	187	176	10年
2	1	2	363	187	176	12年
1			363	187	176	13年
1			380	195	185	元年
1			375	190	185	2年
4			391	201	190	元年
3	1	3	391	208	183	2年
3			391	204	187	6年
4	2	7	391	205	186	7年

つまり寛文十一年(一六七一)から安政七年(万延元年一八六

○)までの約二百年間に家数は六七軒変動なしに続いている。この村はしばしば多摩川の氾濫に見舞われ、その被害は少なかつたが、潰家も人別改帳からは見えなかつた。江戸時代を通じて常に女が男の数を上まわつていた。江戸時代人口についても殆んど変動がなくこの二百年間にわずか三十五人の増である。

次に年令別の人口構成を見ると次の表の如くである。

表 6 年 令 別 人 口 構 成

安 政 2 年			寛 政 12 年			年令段階
合	女	男	合	女	男	
122	70	52	89	46	43	15未満
71	37	34	72	37	35	15~24
56	24	32	40	21	19	25~34
55	28	27	49	25	24	35~44
47	23	24	53	29	24	45~60
40	23	17	62	30	32	61以上
391	205	186	365	118	177	合 計
	後家 (2)	主代(2) 百姓(1) 村役人(2) 借家(2)	下男(3)	下女(4)	主寄家(2) (4) (2) 名年出	備 考

※いづれも前掲「宗門人別改帳」によつて作成した。
※太線内は助郷課役負担の可能な年令の人口。

注目されることは全部が本百姓で、他に出家が二名いるのみであることである。この点他の村とくらべて全体として余裕があつたと言ふことが出来る。

抱奉公人も極めて少なく寛政十二年に下女十二才、十六才、十八才、七十四才の四名と下男二十一才、二十三才、十六才の三名のみで、安政二年には一名も存在しなかつた。

助郷課役の負担可能な年令を十五才以上六〇才までと見て(17)寛政十二年には百二名、安政二年には百十七名となる。

当村は助郷制定当初から、村高二百十六名、助郷高二百二十八石で、定助郷村に指定されていた品川宿までは久ヶ原から大井村を経て東海道を通り宿場へ行った。その間の道程は二里で触れ留は矢口村から受けて鶴木村へ廻っていた。触れ方の組は大井組(18)であつた。

次に示すのは「品川宿、助郷人馬触留帳」で、宿に通行の先触があつた場合、助郷人足の召集をこれで知らせた訳である。

覚

合人足三十五人

一、同 五人 下丸子村

右は明二日勢州御名代、品川豊前守様御上御奉行御証文継立

人足百三十五人

諸往還御先触有之候

人足五十八人

臨時御用固

人足三十八

表 7 品川宿下丸子村、助郷人馬月別勤

月	下丸子		南北別詰所		助郷		品川宿総数		回数		
	人足	馬	人足	馬	人足	馬	人足	馬			
天保十二年	1	123	1	831	0	3491	0	4791	0	14	
	2	85	0	623	0	1638	0	2638	0	12	
	3	144	5	1090	29	5811	220	8197	750	18	
	4	122	9	910	48	3184	372	4584	788	19	
	5	60	2	454	14	1929	109	2429	309	7	
	6	47	0	372	0	1755	0	2777	0	9	
	9	44	0	228	0	1960	0	2326	0	4	
	11	15	0	114	0	532				2	
	安政二年	1	61	3	487	21	2157	155	3357	255	10
		2	127	1	1012	0	4020	0	5777	0	16
		3	161	2	1199	16	6487	115	8379	305	17
4		132	9	1061	65	2488	213	4088	614	16	
5		73	0	600	0	1451	0	2451	0	11	
6		77	0	585	0	2213	80	3013	170	8	
8		7	0	55	0	692	60	792	160	1	
9		27	2	211	18	1785	281	2290	350	2	

惣々 人足貳百十八人

内 宿引分

残而 人足百十八人

此割 貳人

右之通御通行有之候ニ付、助人足申触候。右割触之通り、今昼

七つ時詰刻限無遅滞問屋役所江御差出被成候

此状村下江印形被成候早々願達留之御返却可被成候 以上

品川宿 問屋(19)

(以下略)

上の表7は助郷勤を、月別に集計したもので、前掲「品川宿助郷人馬触留帳、下丸子」によって作成した。

七月以降急激に減少するのは、品川宿は隔年勤の方法で當下丸子村は兩年とも前年七月から本年六月までが勤番で、七月以降は休番にはいったからである。九月、十月にも割当てがあるのは、勤番の助郷高百石に付七人五分以上になった場合で、その際は休番にも割当てることになっている。

安政二年の年令別人口構成から同年の負担の割合を見ると、助郷負担可能年令は十五才から六十才までの男一七名、村役人及びその家族の負担可能年令者を差引くと一〇三名である。この一〇三名によって六ヶ月六三一名の人足と馬十五匹を負担したことになる。月平均一人強の割合となる。年間およそ十二回であるがこれは病弱者も一切含めた数であつて、それを差引くともつとその回数は多くなる筈である。

賃銭は継立ての種類によって無賃のもの、お定賃銭、相対賃の三種類があつた。通常無賃の継立ては、宿側で行ない、相対は公用以外の継立てであつたから、助郷の継立てはお定賃銭であつた。お定賃銭は年によって変動があり安政年間は次の如くである。

品川宿に於ける助郷課役(安斎)

表 8

164	文	江戸	荷物一駄
191	文	川崎	乗りかけ荷物
164	文	江戸	軽尻一疋
191	文	川崎	人
108	文	江戸	足
128	文	川崎	
80	文	江戸	
95	文	川崎	

(史料作成
町作
川より
料)

助郷が触れを出されて、詰宿へ到着する時刻は、あけ六つが殆んど(40)であった。現在の時刻で午前四時に家を出て宿場へ詰め、宿から川崎若しくは江戸へ継立てて帰ってくるのは早くて昼八時半乃至夕七ツ時である。どう見ても一日分の仕事である。その代償として八〇文か九五文の賃金が支払われた訳である。

これを当時の諸物価や他の諸賃金と比較して見ると

- 1 水豆腐 壹箱 五六〇文
- 一挺 三〇文
- 2 油 揚 壹箱 二三〇文
- 一枚 五文
- 3 焼どうふ 是までの通り 一枚 五文
- 4 大工手問賃 銀四匁五分
(銭に換算すると四九五文)
- 5 左官手問賃 銀五匁
(銭に換算すると五五〇文)
- 6 莠人足 三〇〇文

〔以書付奉願上候〕によつて作成)

品川町史中巻二六三頁

となり助郷一日分の賃金は大工、左官の五分一にも足りず、実に水豆腐三挺分の値段と同額であった。

以上は正人馬の負担であるが、その他金銭による負担の事実を知らせる文書(8)も存在するが、金銭負担については後日にゆずりたいと思う。

むすび

助郷制度の目的は、宿駅継立ての補助機関として近隣諸村から石高に応じて人馬を召集し、その課役を加勢させるものであったが、幕末に及んで交通が頻繁になると、既に加勢する補助機関から継立ての主体を担うものとして、助郷は交通上切り離せない重要な存在とつて来た。

反面宿駅は継立ての事務に関することは依然として制定当時のままであるとは言え、所要人馬に関しては補助的機関となり宿、助郷の主客顛倒が起きた。

又助郷村を新たに指定する場合も、多摩郡の諸村や中村、落合等々のように人馬課役には到底耐え得られない村々までも指定している。これは明らかに人馬を集めるのが目的ではなく、人馬賃金を結果的に賦課するのが目的であった。ここにも助郷制度の質的变化が見られる。つまり場所によっては人馬の供給源から金銭の供給源へと変化して行ったのである。助郷制度のこのような変化は農村の疲弊に益々拍車をかけることになるのである。

下丸子村では「自己の持田に酒一升を添えて他人に引き取って

もらい、少しでも自己の持高を少なくしようとした」と古老は話されていたが、わずかな賃金で人馬を徴発され、その上金銭までを種々の名目で課される農民にとって、それ程までその負担は苦しく厳しかったのである。

以上極めて雑駁ではあるが助郷負担を追求して数的にとらえようと試みたつもりであるが、研究不足や資料不足のため充分満足が得られず又誤りも多かろうと思われる。

尚本稿作成にあたって惜しみない協力と示唆を賜った品川図書館伊藤且正氏及び史料を借覧させて頂いた平川氏に深厚なる謝意を表する次第である。

註

(1) 「(前略) 御伝馬起立之儀者慶長六丑年、東海道宿々一同駅馬ニ被仰付、壹宿御伝馬三拾六匹、壹疋ニ付地子五拾坪宛千八百坪、御年貢御高役御免被仰付、(後略)」

— 南名主御用留— 品川町史上四三一頁

(2) 宿々助郷割極之事
「先年ハ定候助郷無之、宿人馬ニ而不足之時は宿近在村々ヨリ人馬雇、継送候処、通りモ多く手支候ニ付、宿々願出、元禄七戌年、宿々助郷割合相極ル

但、先年八定助、大助八相分り候而、定助村ニ而、不足之時ハ大助江触当候処、享保七巳年、右大助名目相止、村々打込定助ニ定ル」

— 五駅便覽 第四—

(3) 品川町史上五一〇頁

品川宿に於ける助郷課役(安斎)

(4) 世田谷区史八七九頁

(5) 児玉幸多『近世宿駅制度の研究』二九六頁

(6) 本書は明治三二年発行の東京府八郡の古事来歴に関する文書を抜抄し編集したもので巻一、二は品川に関するものが多い。編者平林九兵衛氏は品川に関する古文書の所蔵家で本書は郷土の沿革に関する文書など紙魚の巣窟となり或いは腐朽して湮滅することを憂いて編したとその緒で述べている。

(7) 日本財政経済史料(巻一 四六一頁)

(8) 文政六年の御用留に

「東海道筋宿々傭人馬之儀、安永四未年品川宿々申立候趣糺之上、三拾人・貳拾匹之積り申付、其段同宿々先々可申通旨申渡候」品川町史上四三七頁

(9) 駅遞志稿二八八頁

(10) 「人足三拾人、馬貳拾匹、傭人馬之儀宿方書留写書上」(品川町史上四三九頁)

(11) 黒羽兵治郎著『近世交通史研究』一九頁

(12) 児玉幸多著『近世宿駅制度の研究』二二九頁

(13) 高橋源一郎編『武蔵野歴史地理』第三冊七七頁

(14) 途中短期間大名領に組入れられたとも言われているが詳らかでない。

(15) 現在でもこの地の人々は平川氏を「だんな様」とよんでいる。

(16) 平川家文書(大田区下丸子町四六四平川幾次郎氏旧蔵文

書)以下平川家文書とあるは右の文書を指す。

- (17) 大山敷太郎著『日本交通史研究』その他児玉幸多著『近世農民生活史』の中でもその年令の範圍を二十才から五十才までとおさえられているが實際問題として負担が増加するとそのみでは不可能になるから年令の幅を広げざるを得ないと思う。従つて十五才から六十才位までが妥当な年令の幅と考えられる。

- (18) 品川宿では触れ方の方法として全助郷村を五組に分け最初の村の名をとつてその組名とした。

- (19) 「品川宿助人馬触留帳」天保十二年正月吉日

平川家文書

- (20) 平川家文書

- (21) 「品川宿助郷馬役賃錢割合帳」平川文書其の他。

法政史学 第十五号

史学科創設十五年記念特集

目次

記念号発刊に当つて……………竹内直良

熱田社の起源について……………前川明久…一

中世仏教と武士との關係

——円覚寺所領をめぐつて——富塚智夫…一五

嶺上之証人衆跡私考……………石渡隆之…二九

大友氏家臣団についての一考察——加判衆考察

の問題点……………芥川竜男…四二

秀吉の小田原城攻略に関する古文書について——特に福井県丹生郡越廼村法雲寺の古文書を中心に……………坪内晋…五四

近世における讃岐金毘羅門前町の研究……………土居光子…五八

川越藩における三富の新田開発——土地構成と

その後の階層文化……………永浜先義…七〇

関東農村における寛文延宝検地について——武州榛沢郡

荒川村の場合……………青木良子…八五

貞享元年の津軽藩の検地について……………花田義弘…一〇三

『曆象新書』の研究——主として

その物理学について……………大森実…一四

江戸時代後期における宿駅の実態——日光例幣使街道柴宿

及び八木宿を中心として……………丹治健藏…一二七

化政期における会津藩の江戸湾防備……………高橋令治…一四五

徳川昭武の渡欧と

仏国博覧会出品の意義……………黒江俊子…一五九

士族授産の一考察——静岡県牧野原の

開墾について……………中山道生…一七二

明治初期の樺太問題と政府要路……………安岡昭男…一八二

国立銀行と為替業務——第百国立銀行を

中心として……………新井揆博…一九七

紫溟会の政治思想——明治一〇年代の

保守主義政党……………新藤東洋男…二〇九

板沢武雄先生追悼

略年譜……………丸山忠綱…二二二

著書・論文目録……………二二六

発表要旨(大会・例会・大学院)……………二四二

会報・学内消息……………二五二

……………二七一